

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年3月5日（木）午後1時30分～午後2時18分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 ささせ順子 委 員 岡崎つよし 青山直道 大島令子 川合保生 なかじま和代 伊藤真規子
職務のため出席した者の職氏名	議 長 加藤和男 委員外議員 木村さゆり 事務局長 水野敬久 議事課長 貝沼圭子 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ 議長

2 議題

(1) 令和2年第1回長久手市議会定例会議事日程について

ア 議員提出議案について

発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

(委員長) 議案の確認をお願いする。指摘のあった別記1、区分欄の「(予算決算委員会を除く。以下同じ。)」は常任委員会に係る表記とした。

(委 員) 今回は、新型コロナウイルス感染症対応で経済もどうなるかわからず、市議会も対策として一般質問を取り止めるという状況であるが、議員報酬の改正議案を提出することについてどう思うか。

(委 員) これまで議論を進めてきたので議案を提出すればよい。

イ 議事日程の変更について

<説明：事務局> (会期日程、議事日程第3号)

- ・ 2月28日の議会運営委員会で会期日程を変更したので変更後の会期日程を配付した。

- ・ 第3号 諸般の報告 議案の提出について

議案第1号から議案第33号まで(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

発委第1号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

- ・ 常任委員会の議案の審査結果は全て可決である。
- ・ 議案第1号の審議結果については、附帯決議を付すべきと委員長から報告があった。

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

ウ その他

(委員長) 新型コロナウイルス感染症対策の一環として今定例会における会議発言時のマスクの着用について意見を伺う。

(委員) マスクを着用したまま発言してよい。

(委員長) マスクを着用したまま発言してもよいこととしてよいか。

<異議なし>

(委員) 議会のホームページから一般質問の通告書が削除されたのはなぜか。

(事務局) 前回の議会運営委員会で一般質問の取り止めが決定したので、市民に誤解を与えないように一般質問が取り止めになったことを付して削除した。

(委員) その対応で問題ないと思う。

(委員) 質問の答弁を書面でもらえないか。

(委員) 通告書にはその時に質問しないと意味がない質問もある。

(委員) 文書質問ができる根拠がない。執行部へヒヤリングし、答弁内容を確認すればよいのではないか。

(委員) 今回のような状況は想定していなかったため、今後、特別委員会で検討してはどうか。今回はそのままでよい。

(委員) 北海道恵庭市議会は前例はないが文書質問とした。質問の制限は必要であるが再質問の答弁まで書面で回答してもらえるとよい。

(委員) 会期日程の変更手続きは規則等で決まっていなかったか。

(事務局) 会期の変更であれば本会議で議決が必要であるが、会期中の日程の変更なので前回の議会運営委員会で決定した。

(委員) 文書質問は一般質問の代わりになるのか。

(委員) 一般質問は明確な答弁を導くことが必要であり、書面では、それが引き出せないのではないか。

(委員) 一度試行して再質問までの答弁を書面でもらってもよいのではないか。その後特別委員会で取り決めを検討してはどうか。

(委員) 一般質問を予備日に行えばよい。

(委員) 執行部が市民のために集中して新型コロナウイルス対策に取り組めるよう一般質問を取り止めたのでどの日程にしても同じことである。

(委員) 議長が全議員に責任をもって説明するということであった。議長の考えを伺いたい。

(議長) 今朝の予算決算委員会の前に全議員へ説明したつもりである。一般質問の取

り止めを決定した後、執行部へは新型コロナウイルス感染症対策に集中して欲しいと伝えた。

(委員) 書面の答弁をどうしたいのか。議員の新聞等にはどのようにでも記載できる。執行部に書面で答弁をもらうのはおかしい。

(委員) 意見の方向性がわかりそうな場合は、多数決ではなく委員長判断で結論づけてほしい。

(委員長) 今回文書質問はやらないこととする。今後については議会運営委員会か特別委員会で検討していく。

3 その他 特になし

次回は令和2年3月16日(月)午前10時から
以上で議会運営委員会を終了する。